

安倍晋三元首相の銃撃事件をきっかけとして、わが町でも旧統一協会のことが話題になり、被害者の救済が課題となってきた。八尾春雄議員は、そうした経緯を踏まえて、広陵町（長）が旧統一協会とどのような関係であるかを質問した。

さらに、広陵町議会史上初めて、選挙管理委員会委員長を招いて、選管事務のありようについて議論している。こうした行政委員会への質問も今後期待される。

○議長（吉村裕之君） 休憩を解き、再開します。

地方自治法第121条の規定により、説明のため議場に選挙管理委員会委員長の出席を求めましたので、御了承願います。

次に、14番、八尾春雄議員の発言を許します。

14番、八尾議員！

○14番（八尾春雄君） 14番の八尾春雄でございます。今日の一般質問では、実はここにもありますように、竹井宗男選挙管理委員長をぜひ呼んでもらいたいということで議長にお願いをいたしましたところ、いいことだと、ぜひ呼ぼうというので議長も判断をされまして、呼んでいただいております。また御本人も快く受入れていただきまして、この場に来ていただいて本当にありがとうございます。御足労かけております。ありがとうございます。

4問の質問を準備をいたしました。

大きな1番目でございます。旧統一協会と広陵町及び広陵町長の関係について。

世界平和統一家庭連合の旧称は、世界基督教統一神霊協会であり、宗教団体を意味する統一教会（教えるほうの教会）とするより、むしろ旧統一協会（力のほうの協会）と表記しておくほうが真実に近い。親泣かせの原理運動、集団結婚、霊感商法など反社会的な活動によって知られる旧統一協会の活動について、最近は特に自民党の政治家に接近し、政治の根本を歪めていることに心配が広がっており、由々しき事態である。

1、名義のいかに関わらず、広陵町（社会福祉協議会、商工会、婦人会、シルバー人材センターなど町が応援している各種団体をも含んで）旧統一協会とどのような関係をもっているのか。

2、山村町長は、旧統一協会とどのような関係をもっているのか。町長が個人として応援している自民党の国会議員や県議員には、旧統一協会と接点のある人物がいるのではないかと、どのように対応しているのか。

ここまででは、通告書に書いてあるとおり、しかし、他人様にあなたはどのような関係やというふうに聞いておるのに、自分の関係は明らかにしないで尋ねるとするのは非常に失礼な話になりますから、私のこともちょっと紹介をしておきます。

私、実は統一協会と関係があります。ここに9月4日の赤旗日曜版というのを持ってまいりました。昨日、沖縄の知事選挙がありまして、デニーさんが6万票あまりで勝利をされたということですが、選挙の話をお聞きしようと思っただけではなく、その相手候補でございます。佐喜真候補、この方の隣においでになるのが徳野英治という、第13代の統一協会の会長でございます。どこかで見た覚えがあるなと思っていたら、1972年、私が富山大学に文学科に入学したときに、この人物は、富山大学の経済学科に入学しております。入学式の翌日に、私に対して、「聖書に興味はありますか」と、「原理研に入りませんか」と、こういうことを誘っていただいた方でございます。私、仏教徒でございますので、聖書に興味はありません。話を聞いてみますと、ボク・セイキ、当時はボク・セイキと言っていましたけど、今でいうパク・チョンヒですね。軍事政権、軍事クーデターで政権を奪取した、そういう下で誕生した団体の末裔でございますということの説明を受けました。ええかげんにしろと、帰れて、突っぱねた覚えがあります。まさか50年後にこんな再会を果たそうとは思いませんでしたけれども、えらい人物でありました。首相官邸に安倍さんが総理大臣のときに呼ばれて、何か話をしているということもありました。えらくなつたんですね。だから原理研にたくさん人を送り

込んで、原理研に入るとどういうことになるかといったら、下宿していますやんか、それを引き払って合宿所にほうり込むんです。専用のね。集団結婚、会ったこともない、愛情もない、結婚しなさいって結婚するんです。それから病気になった、けがをしたと。この壺を買って、なでて、めでたら、壺が祓われると、こういう靈感商法をやったわけです。だから、恐らく、その中でトップの成績上げたんでしょね。50年間しっかり働いて上り詰めた結果が会長ということで、同じ大学で学んだ者として、道は随分違ったものだけれども、50年後にこういうふうな再会したということで、何か因縁めいたものを感じております。

という関係がございまして、私は、蹴とばしたほうの関係でございますので、頼りにしている関係ではございませんので、山村町長がどういう関係なのか、御答弁をお願いしたいと思います。

大きな2番目でございます。所有者の分からない土地について。

6月議会では、所有者は明確だが適切な管理を行っていない土地の事例を取り上げ、改善を求めたが、その後、所有者の分からない土地についても重大な問題をはらんでいることが判明している。

1、固定資産税を賦課していない土地（宗教法人など非課税の根拠が明確なものは除外する）は、町内にどれほどの面積があり、課税できればどれほどの税収見込みがあるのか。

2、所有者不明土地の利用の円滑化に関する特別措置法が平成30年6月6日成立、同6月13日に公布されている。制度の概要及び前記指摘の土地について、適用の可否について検討したか、その結論はどうか。

大きな3番目でございます。ここからが竹井委員長の出番でございます。

公職選挙で投票率を高めるためにさらに取り組んでほしい。

さきの参議院選挙は、県単位では前回比6.37%アップし、55.90%となり全国で6位とのことである。これには投票を呼び掛ける貴選挙管理委員会の尽力が大きく影響していることは言うまでもない。国政選挙だけでなく、地方選挙においても引き続きこの取組を強化してもらいたい。今回、エコール・マミで2日間期日前投票を実施する前進があった。

1、最近、期日前投票の比率が急激に上がってきている。15投票区の投票率を比較しようとするれば、期日前投票者の所属投票所を明らかにし、さらに年齢別の投票動向を把握して対策を打つ必要がある。ぜひ選挙実務のデジタル化を実行していただき、住民・陣営・政党などにも投票動向など公開しても差し支えない情報は提供して、協力を訴えてはどうか。誰が投票したのかは、選挙人名簿との照合で、IF関数、これはエクセルという関数ですが、IF関数、DATEDIF関数、VLOOKUP関数などを駆使すれば容易に数値化できる。

2、日本共産党議員団に選挙公報が届かないとの苦情が届き、貴選挙管理委員会に調査を求めたところ、速やかに回答をいただきありがとうございます。公報は金曜日の24時までには有権者宅に届けるのがルールであるので委託先にも徹底してもらいたい。

3、施設入居者や入院中の有権者が、手続きが難しく投票できないということのないようにとりかかってもらいたい。

大きな4番目でございます。全国学力・学習状況調査について。

今年度は、4月19日に実施され、結果は7月28日発表されている。悉皆調査であり、同時に行われた生徒質問用紙に対する回答においても、全て、組・出席番号・性別を記入させており、生徒・クラス・学校・自治体の序列化につながりかねない問題をはらんでいる。

1、この調査は、子供たちの学力向上につながっているのか、むしろ子供と教師を競争に追い込む役割を果たしているのではないか。

2、教員の過重労働の問題が課題となっているが、この調査はさらに教員の過重労働をひどくしていないか。この調査のために授業時間をどれほど充当させたか。

以上でございます。

○議長（吉村裕之君） ただいまの質問に対し、答弁をお願いします。

山村町長！

○町長（山村吉由君） 八尾議員さんの質問にお答えを申し上げます。

初めに、八尾議員おっしゃいましたように、この広陵町議会に選挙管理委員会の委員長が出席されるという、広陵町始まって初めてかなと思います。執行機関の代表ですので、議会から要請があれば出席して、説明をしていただくというのは当然のことだと思いますが、例がなかったものですから、委員長大変戸惑われたと思います。御協力よろしくお願い申し上げます。

それでは、私からは、1番目の旧統一協会と広陵町、広陵町長の関係について御質問をいただきました。お答えをいたします。

まず、本町への後援名義の使用許可や祝電メッセージの依頼等につきまして、平成29年度以降の分を確認いたしました。旧統一教会との関係が疑われるものはございませんでした。

次に、本町への寄附を賜っております、みどりのふるさと応援寄附金につきましても、平成20年度以降の分を確認いたしました。旧統一教会との関係が疑われるものはございませんでした。平成19年度以降の町広報紙への有料広告の掲載申込みに関しましても、同様でございます。

また、広陵町社会福祉協議会をはじめ、町が補助を行っております各種団体に関しましても、所管課による確認が可能な範囲におきまして、旧統一教会との関係が疑われるものはございませんでした。

二つ目の私自身が旧統一協会とどのような関係をもっているのかとの御質問にお答えいたします。

個人的には、関係はございません。国会議員や県議会議員の関係につきましても、報道により承知をいたしております。詳しい内容は分かりませんが、それぞれ適切に対応されているものと存じます。

2番目の所有者の分からない土地についての御質問でございます。

まず、一つ目の所有者が分からないために課税できない土地はどれほどあるのかとの御質問にお答えいたします。

納税義務者である登記簿上の所有者が死亡し、その後の調査においても所有者となる相続人が見つからない、または相続人全員が相続を放棄するなどして固定資産税を課することができない土地は、令和4年1月1日時点で計6筆、地積は2,993.36平方メートルあり、その固定資産税相当額は令和4年度課税でおよそ35万円になります。

令和2年度税制改正において、登記簿上の所有者が死亡し、相当の調査を尽くしてもなお固定資産税の所有者が明らかとならない場合、現実にその使用者を所有者とみなして固定資産税を課することができることとされましたが、これらの土地につきましては、使用されている事実も確認できず、固定資産税を課することができない状態となっております。

二つ目の所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の制度概要及びその適用の可否についての御質問にお答えいたします。

概要といたしましては、大きく三つございます。一つ目は、所有者不明土地を円滑に利用する仕組みとして、公共事業における土地収用手続きにおいて審理手続を省略し、迅速化を図るとともに、都道府県知事が使用権を設定し、地域住民等の福利や利便の増進のための施設を整備することができる制度。二つ目は、所有者不明土地を適切に管理する仕組みとして、地方公共団体の長などが家庭裁判所に対し、財産管理人の選任等を請求することを可能にする制度。三つ目は、所有者の探索を合理化する仕組みとして、土地所有者等の探索に資する情報の内部利用や提供を可能にする制度でございます。

これらの制度の適用の可否についてでございますが、この法律は、所有者不明土地の積極的な利用を目的としたものではなく、所有者が特定できないために公共事業に支障が出たり、公共的目的の利用計画を立てられないといった問題を解消し、事業の合理化・円滑化を図ることを主な目的としていることから、事業計画地内に所有者不明土地が含まれていなければ適用の可否を検討することはなく、現時点までそのような機会はございませんでした。しかし、人口減少や高齢化の進展に伴い、今後も所有者不明土地の増加が見込まれているこ

とから、今後はその解消と適正管理のため所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の規定適用も含め研究を進めてまいります。

なお、所有者不明土地の発生を防ぐため、相続発生時に速やかに相続登記を行うよう、奈良地方法務局葛城支局長からも啓発の要請を受けておりますので、現在の所有者不明土地につきましても、改めて相続人等の追跡が可能かも含めまして、法務局と協議してまいりたいと考えております。

3番目は、選挙管理委員会委員長から、4番目は、教育長からお答えを申し上げます。

私からは以上でございます。

○議長（吉村裕之君） 竹井選挙管理委員会委員長！

○選挙管理委員会委員長（竹井宗男君） 選挙管理委員長の竹井でございます。

まず初めに、7月の参議院選挙におきまして、開票立会人として従事いただきました八尾議員、山田議員、山村議員、岡本議員、岡橋議員におかれましては、この場をお借りいたしまして、改めてお礼申し上げます。ありがとうございました。

一つ目の御質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、期日前投票の需要や重要性はますます高まってきているものと認識しております。参考までに申し上げますと、平成25年度の参議院議員通常選挙における期日前投票率が9.5%であったのに対し、今回は17.7%と8.2%上昇いたしました。このような期日前投票者を本来の所属投票所の投票者に含めて投票率等の算出をすることは各投票所の投票動向を把握し、ターゲットを絞った選挙啓発を行う上で有益であると考えます。

一方で、本町の選挙実務のデジタル化の実情といたしましては、期日前投票は、期日前選挙管理システムにより処理しておりますので、投票された方の所属投票所や年齢別の動向を分析することは可能でございます。しかし、選挙期日におきましては、前日に各投票所ごとの選挙人名簿を印刷し、紙ベースのもので照合を行っており、投票動向を分析するためには、投票された方の情報を後日改めてシステムに登録する等、膨大な事務処理を行う必要があり、年齢別の投票動向などは分析できていないのが現状でございます。

システムを後日登録して分析を行うのか、選挙期日についても各投票所にシステムを導入するのかなど、費用対効果も踏まえた上で検討するとともに、統計情報を活用した選挙啓発に取り組んでいる他市町村の先進事例などについても研究してまいります。

二つ目の御要望についてお答えいたします。

今回の参議院議員通常選挙における選挙公報の配布につきましては、公職選挙法第170条により、選挙の期日前2日までに配布するものと規定されております。議員がおっしゃるとおり、金曜日の24時が配布期限となり、先日、八尾議員、山田議員から文書で提出いただきました令和4年参議院選挙公報配布に関する実態調査の申し入れに対する回答内容と重複する部分がございますが、さきの参議院選挙では、少なくない地域において選挙公報が届かなかったとの苦情が寄せられていることにつきましては、受託業者とは全戸配布の契約を締結しておりますが、戸別に受領確認を得ておりませんので、配布が行き届いていなかったとの御指摘を否定することはできないものと考えております。このことに関しまして、深くお詫び申し上げます。受託業者に対しましては、選挙公報の全戸配布の重要性を再認識していただけるよう指導してまいります。

また、何らかの事情により未達が生じた場合の今後の改善策といたしまして、受託業者との契約では、法律上の配布期限よりも前の期日を配布期限として設定しておりますので、この契約上の配布期限までに届かなかった場合は、再配布の御依頼をいただけるよう、広報や町ホームページ等で周知させていただくとともに、お申出により法律上の配布期限までにお届けできますよう対応すること、さらにホームページ上に選挙公報を掲載することなどを検討しております。

三つ目の御意見についてお答えいたします。

議員御承知のとおり、県選挙管理委員会による指定施設入居者や入院中の有権者につきましては、特定の日

を定めて施設内で投票を行う指定施設における不在者投票を行っていただくことができる大変重要な制度であると考えております。一方、指定される施設には、不正投票を防止し、投票の秘密を確保する必要があるため、厳正な管理執行体制として投票記載場所の設置や立会人等の配置が求められ、県選挙管理委員会において慎重に指定手続が進められるものでございます。

指定施設で不在者投票を行うには、投票を行いたい旨を施設長に申し出てください、施設長から町選挙管理委員会に対して、投票用紙等の交付請求を行っていただきます。その請求を受けて町選挙管理委員会から投票用紙等を交付いたします。そして、投票用紙等の交付を受けた選挙人は、施設長の管理の下で投票を行い、封入して、施設長から町選挙管理委員会に郵送していただくことになります。

これらの手続につきましては、法定の手続であることから、町選挙管理委員会の判断で手続を簡略化することはできません。少しでも手続の流れを広く御理解いただくために、今後は指定施設における不在者投票に関する手続の流れなどを分かりやすく、町ホームページに掲載してまいりたいと考えております。

今後とも的確な選挙事務を行っていきたいと思っております。今後ともよろしく申し上げます。

○議長（吉村裕之君） 植村教育長！

○教育長（植村佳央君） 八尾議員さんの全国学力・学習状況調査についての御質問にお答えをさせていただきます。

一つ目の御質問にお答えいたします。

全国学力・学習状況調査は、子供たちの確かな学力を測る一つの手段であり、指標となります。確かに子供の学力をこの一つの手段だけでとらえることはできませんが、全国小中学校の児童生徒の学力傾向を同じ条件で数値化・視覚化し、比較することで、本町の子供たちの学力の現状が把握できるとともに、正答率や質問紙による様々なアンケート内容によって課題を見つけ、その課題解決の対策を立てることに役立ちます。

急速な社会の変化による予測困難な時代に、一人一人が、将来、自己実現を通して自立した社会人の一員として活躍できる子供たちを育てることが重要であり、学校教育が長きにわたって目指してきた生きる力の育成がそれに当たります。豊かな心や健やかな体を育成することとともに、確かな学力を育成することも、子供たちにとって生きる力を身に付けるための大切な要素となります。

本町では、学力向上推進プロジェクト会議を中学校区ごとに実施し、小中学校の先生方が集まって、全国学力・学習状況調査等の分析も含め、子供たちの学力を向上させる取組を進めております。今回、議員が御心配されておられるような全国学力・学習状況調査の結果を学校や子供を序列化する材料にするのではなく、町や学校、子供一人一人の長所・短所を把握し、分析・考察して、日々の教育にフィードバックする材料として役立てております。

二つ目の御質問についてお答えをいたします。

本町では、子供たち一人一人の、その時点でのふだんの学力を知ることが目的としておりますので、御質問にございますような全国学力・学習状況調査のための正答率のみを上げるような特別な取組や授業充当は行っておりません。したがって、全国学力・学習状況調査の取組に当たっては、教員が過重労働となったり、大きな負担となることはございません。

子供たちの現時点での状況把握と分析を行い、個々の課題を把握するとともに、課題解決等の対策を立てて、日々の子供たちへの指導を積み上げ、教員の授業改善の一つの手段、情報として、これからも全国学力・学習状況調査を有効に活用してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉村裕之君） それでは、2回目の質問に入っていただきます。

八尾議員！

○14番（八尾春雄君） 答弁ありがとうございました。1番目でございます。

統一協会との関係ですが、良かったですね。我がまちでは統一協会と特に関係がなかったと。あるところで

は、道路にごみが落ちているので、ごみ集めをやらせてくださいというて、統一協会が名前を変えて、届入れをして、その活動を記事にして、こういういいことをやっている団体なので、ぜひあなたもやりませんかと誘っているんだそうでございます。だからどんなときにもやっぱり気を付けていただかなくてはいけないと思います。

それで、ここにもちょっと書いていますが、世界基督教統一神霊協会というふうに言うてたんですね。それが今度、統一家庭連合に名称変更したんです。よく共産党の文書に、統一教会の「教」を、力のほうが書いてあるので、教えるのほうとは違うんかというふうに言うてますが、これもともと統一神霊協会、力のほうなんで、これに基づいて書いているわけです。

何でこういう変更したのかと、これは先ほど申し上げた徳野英治さんが会長の時代に、靈感商法で通常の商取引では許されないようなやり方で商品売りつけるということをやって、統一協会側が裁判に負けまして、それでコンプライアンス宣言をせざるを得ないということで、その統一神霊協会という名前がそれから出てくるのをおそれて、どうも名前を変えたいということで申請をしたというのが経緯のようでございます。共産党の国会議員団が情報公開でその名前を変える理由を出してくださいというふうに言ったら、真っ黒け。のり弁で返ってきまして、確認ができないんですけれども、そういうことです。前の文部科学次官を務められた前川喜平という方がいますね。あの方がちょうどその担当の課長さんだったんです。実態が変わっていない、名前を変えるわけにはいかないというんで、はねたというふうに言っていますから、その後、例の下村博文さんが文部科学大臣になったときに変えた。下村博文さんは、統一協会と極めて近い関係がありますから、そういうことだったんだろうなという類推でしかできませんけれども、そういうことなんです。

それで、自民党の国会議員とはどういう関係ですかというて聞いたら、町長は、あっさりそれぞれで対応していますからと言いますが、ちょっと紹介をしとかなあかんですが、ここに挙げた奈良県選出の国会議員さん、奥野信亮さんは、2013年に世界平和連合に支援団体会合費として5万円、それから2014年には3万円を支払っていると。世界平和連合は統一協会とは無関係と違うかと本人は言っているそうです。会の趣旨に賛同しているのだと説明をした。だけど実際問題、この世界平和連合というのは、統一協会のダミー団体ですから、関係があるようでございます。

亡くなったお父さんの誠亮さん、これ名前書いていませんけれども、信亮さんが雑誌の記者に質問に答えて、親父のときには国際勝共連合から応援もろてたでって、選挙のね、もろてたでいうて証言したそうです。高市早苗さんは、2016年にUPF（天宙平和連合）の祖国郷土還元日本大会に祝電を送っておられます。小林茂樹さんは、一番責任重いですね。ピースロード2010 in NARAの実行委員長、ピースロード2020というのは、一体何なのかと、趣旨文をちょっと紹介しますと、「2013年の夏に日韓両国の友好親善と朝鮮半島の平和的統一を願って、両国の若者たちが自転車で行くことで始まった「ピースバイク運動」はその後、世界の多くの若者たちの共感呼び、アフリカの喜望峰から南米チリのサンチアゴまで横断を目指す「ピースロード運動」として大きく発展に至りました」と、こういう紹介で奈良県の実行委員長をされているんですが、このピースロードの実行委員会が統一協会でございます。だから、町長がこれのお三方に対してどういう態度を表明しておられるのか、私、応援しておられると思っているんです。だから、これのお三方も町長の政治姿勢に共感して、応援しておられるんだろうと思いますけれども、どうなのかという問題はあろうと思うんです。

もう少し聞いてまいりますけど、その関係はどうですか。全く関係ないと、だけど実際3回も無投票当選だったから、町長の選挙ね。だから特に応援してもらっていないと言われてもそのとおりかもしれませんが、どういう認識ですか。

○議長（吉村裕之君） 山村町長！

○町長（山村吉由君） お三方とも自由民主党の国会議員さんでございます。いろいろな町行政について相談をする、御指導を仰ぐという関係でございます。選挙のときは、もちろん個人的には応援もさせていただいて

おりますが、奥野先生は比例、もともとは旧の2区でしたし、高市先生は、今現在の2区の候補者ですので、支援をさせていただいているということでございます。小林先生は1区ですので、ふだんはほとんどございませんが、国土交通省の大臣政務官もされましたし、今は、環境副大臣ということで、またこれからいろいろと相談をしなければならない方だというふうに思っております。

統一教会との関係については、国のほうで対応されるというふうに思いますので、適切に処理されるものというふうに思っております。

○議長（吉村裕之君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） 上手いこと言われて引っ張り込まれないように町長気を付けんとあきませんね。私、町長だけじゃなくて、このまちには14名の町会議員もおりますから、私と山田議員は関係ないことははっきりしているんで、ほか12名どうなっているか聞いたことはないんです。だけど、町長に対する質問する時間に議員に対する質問するわけにはいきませんから、これはまた別途、後で聞きます。ほかの議員さんどないしますかということを知りたいと思います。

それで最近、やはり言葉に、ズブズブの関係だというのがあるんです。ズブズブ、私ら子供の頃こんな日本語なかったんですけどね。近所に私のことをえらく応援してくださる言語学者がおられまして、先生、ちょっとズブズブの関係を教えてください、これどういう意味ですかと聞きましたんや。返事来まして、「お互いの汚い利害が絡んだのっぴきならない関係」だと。「お互いの汚い利害が絡んだ抜き差しならない関係」だと。これがズブズブの関係の意味だそうです。だから、のっぴきならない、抜き差しならないということは、これを現状を変えるということは無理なんだと、こういう意味ですから、八尾議員、あなたどこで行動するにしても、そういう統一協会との関係は改めなさいなんていって、言いたいだろうと思うけど、もう抜き差ししないんだから、もうできないんだから、そんなこと止めたほうがいいよと、私には、じゃあ、どこの政治家がどういう政治家とどういう関係になっているということをお話したところでございます。やっぱり良くないところに一旦足踏み込むと、町長は、まちの発展のために、町民の暮らしを良くするために、いろいろ自民党の議員さんを含めて、いろんな議員さんとお付き合いをいただいて、要請活動しているということですから、ぜひその努力はしていただきたいんですけども、相手は、ただでは起きない、そういう人物だということも厳しく認識をして励んでいただく必要があるなど、こういうことを指摘をして、1番目は終わりたいと思います。

次は、2番目でございます。

所有者の分からない土地、私もっとあると思ってましたんや。3,000平方メートル弱ですから、水田3枚分ぐらいですね。これ何でこんなことを言うたかということ、馬見北5丁目の11街区に30坪ほどの土地がありまして、これまで何とか把握していた方がおられたんですが、亡くなりまして、相続も上手くいっていないと。登記簿を見ても分からないと、こういうことになって、実際、具体的には、草刈りができないんですね。草を刈っていただけないので困っちゃったと、ほんで都市整備課に駆け込みまして、いろいろやり方があるんだろうけれども、自治会から要望書を挙げてもらったら何とかしたいということで、草刈りはできたと。だけど毎年、自治会が草刈りの要望書を出さなアカンというのもちょっと大変だしということで、いろいろ調べ出したんですね。そしたら、これは東日本大震災で土地の形状が変わっちゃったと、一体この土地は誰の土地だと、分からないとか、あるいは、リニア新幹線、山の山中の土手っばら穴開けて通すんですけど、土地の所有者に了解とらなきゃいけないんですが、誰の土地か分からない土地があるというんですよ。それに対応した法律だということです。だから、具体的にまた馬見北5丁目の話に戻りますが、ここを自治会で、そういう土地があるということを相談はされて、もし自治会が、例えば防災倉庫をそこに設置をしたいというようなことで希望があるんだしたら、町が収容して、それで自治会に無償で貸与すると。途中でおれの土地に何してくれるんやというて、土地所有者が現れたときには、法律で定められているとおおり、それはちゃんと返さなあきませんわな。こういうことになるんじゃないかと思うんですけども、答弁は、公共事業を営む場合の障害にならないよう

にするために、こういうものを設けたんであって、積極的にこの土地を利用してくださいという趣旨のものじゃないんですよというのが答弁書ですけれども、今申し上げたような趣旨で動いてよろしいですか、どうですか、御意見を賜りたいと思います。

○議長（吉村裕之君） 藤井総務部長！

○総務部長（藤井勝寛君） 失礼いたします。

八尾議員おっしゃるように、その所有者不明土地を円滑にするための法律なんですけれども、おっしゃったように、公共事業等で支障が出る場合について、この法律が適用されて、公共事業をスムーズに、円滑に進めるためのものであるということは認識しております。

○議長（吉村裕之君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） だから、他人さんの土地を取り上げようっていう話ですから、あんまり積極的に動くのはばかれるなどということだと思います。藤井部長の日頃の行動を見ていたらよく分かります。

それで、そんなことですけれども、私もうちちょっとたくさんあるじゃないかと思って心配していたんです、実はね。それで関連して、登記をしない人がいるんですね。相続しているのに。実務上は、例えば親父さんが死んだと、相続人が5人いると、遺産分割協議が調わないわないと、もうそのままにしとかなしあないですな。そうすると、固定資産税の税務課のほうは、どういう処理するかいうたら、町なんか町長か知らないけれども、どなたか1人を選びまして、ピックアップしまして、あんた全体の金これだけかかっているねんから払いなさいと。それぞれのほか4人の方の分は、あなたのほうから取り立てなさいと、こういうようなことを言うて、とりあえずの処理をして何とか過ごしてきたもんだから、登記がされていなくても前に進んできたというように、そういう心配をしとるんですけど、法務局との関係、印象として、これから登記を義務化するとかいうような意見もいろいろ聞いていますけれども、下手をすると全国土の2割ぐらいよく分からない土地だというような話も言われておりまして、ちょっとそういうことのないようにしてもらいたいと思っておりますが、税務課の実務上の問題としては、そういうことが障害になっているんじゃないかと思うんですけれども、どういう点で気を付けておられますか。

○議長（吉村裕之君） 藤井総務部長！

○総務部長（藤井勝寛君） 従来といいますか、現行は、現に所有する所有者に対して課税をしております。八尾議員おっしゃるように、複数の相続人がおりましたら、その方たちの中から、お一人、届出させていただいて、固定資産税の課税のほう、現に所有する方ということで課税しておるんですけれども、それがずっと相続登記がなされないまま、それがずっといった場合に、やっぱり課税する上では特に問題はないんですけれども、相続登記、登記の面でやっぱりちょっと支障が今後生じてきますので、令和5年4月以降、順次、不明土地については改善するような方策を国のほうがしますので、税務課としては、それに従ってやっていくというのがちょっともう実情になっております。

○議長（吉村裕之君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） それはなかなか大変な仕事でして、根性いるんですよ。私、箸尾にある事務所、箸尾事務所の屋根の瓦が飛んだ件で、お隣さんの土地の所有者が、建物の所有権が一体どなたなのかというのは、結局、登記簿では分からなかったんで、司法書士さんを雇いまして、司法書士さんに調べてもらったんです。それで、本人が職務上の義務がありまして、個人情報取得の義務がありまして、口外してはならないというふうになっていますし、どういうふうに調べたかも私には教えてくれませんから、業界には業界の習わしがあるんだと思いますけれども、そんなことが聞ける方が町の近くにおられましたら、やっぱり参考にさせていただくなり、根本は、やっぱり家族仲良くないとあかんわな。けんかする、相続財産の取り合いやると、やっぱりこういうことになりかねない。兄貴が言い出したらむちゃくちゃやと、おれはもう判こつかへんからなとかいうて、こういうのがあると大変なことになるというのがやっぱりあると思うので、そのあたりどういうふうに町が住民の方に訴えるのかというのはあるとは思いますが、一つ一つ確実に処理をしていかないと、こ



の話は前に進まない話だというふうに思います。

3, 000平方メートル弱のこの土地ですが、今のところ分からないというんですが、ここだけ聞いておきます。これどないしますか。

○議長（吉村裕之君） 藤井総務部長！

○総務部長（藤井勝寛君） 税務課のほうで調査をさせていただきまして、今現在こういう形で6筆の課税ができない状態となっております。今後は、法務局のほうとも協議いたしまして、その辺はちょっと課税の追跡、相続人の追跡できるような、そういうことをちょっとやっていきたいなと思っておりますので、ちょっと時間はかかりますけれども、地道にやっていきたいと思っております。

○議長（吉村裕之君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） ありがとうございます。税務というのは非常に目立たない仕事なんですけど、こういう日々の仕事をきちんと重ねていかないと、まちは運営できませんので、よろしくお願いします。

次に3番目行きます。公職選挙であります。

それで、選挙のデジタル化をやってくださいと。期日前投票をした人も、どの投票所な方なのかということもちゃんと明らかにして、年齢別の投票者数も明らかにしてということをやったほうがいいん違いますかと。昨日の沖縄の県知事選挙でも、支持政党別の誰に入れましたかとか、年齢別だどうとか、60代、70代の、割に高齢の人の投票が高いんですね。そこで、デニーさんが何かとってあるようですね。若い人だと何かどっこいどっこいになってましたけど、そんなようなことが分かるわけです。そうすると陣営は、ああ、高齢者ばかり入れとったように見えているけれども、若い人の対策もせなあかんとか、自民党、公明党が担いだ候補者なのに、それぞれ2割がデニーさんに投票しとる、これは一体誰や、どういうことになつとるんやとか、そんなようなことだつてだんだん出てくるから、選挙はやっぱり科学的に運営されていくんじゃないかというふうに思っているわけです。

その上で、答弁書では、実際に投票したら、選挙終わってからデータを入力せなあかんと、それは分析ができていない状況だけれども、費用対効果も含めて検討して、統計情報を活用した選挙啓発に取り組んでいる他の市町村の先進事例などについても研究してまいりますというふうに答弁書がありますから、そういうやり方は全く否定されていない。科学的な選挙管理ということを書いておられるわけだから、これはもうぜひ研究していただいて、他の自治体の良き取組については、広陵町でもぜひまねていただくようお願いしたいと思うわけでありませう。

それあえて、私、特にお願いしたいのはこれでございます。投票行くのに投票弱者への対応をお願いできないかと。今は施設に入っておられる人の取組についてあらかじめ質問しましたけれども、一つは、障がい者、障がい者手帳どなたが持ってられるかは町は把握しておられると思います。それから介護保険の認定者、要支援、要介護の方がどこに何人どういうふうにおられるのか、これ町も把握しておられると思います。それから民生委員さん、民生委員さんがそれぞれおられます。私、この間、福祉部へ行ったら、こんなパンフレットもらいました。民生委員さんの仕事についてこんなことが書いてあります。援助を必要とする人の相談に応じ、助言や援助を行うと書いてあるんです。それから関係行政機関の業務に協力すると。だから選挙管理委員会という行政機関の実務に協力するということだつて、そういうふうに読めるわけです。だから全部知っているわけではないんですけど、日頃から地域で活動しておられる民生委員さんが、例えば300件あったうちの介護保険の方は、こことこやなど。障がい者手帳持っているのは、こことこやなど。それからちょっと最近痴呆が出てきてどうかと思っているがこことこやなどということ、例えば1か月前に全部対象になるような名簿を作りまして、それで選挙に行っていたきたいんですけども、行けますかと。いや、うちはもう、ばあちゃんはわし連れて行きまんがないうて、家族がする場合がありますよ。だけどもう75歳過ぎて免許証もう返してしましましてん。誰か運転してくれる人ありまへんやろうかって言うたらやな、選挙管理委員会に電話しなさいということになって、ほんなら、選挙管理委員会が車の手配できるんですかと。介護保険を使っ

ている人は、介護タクシーは使えるそうですけど。そんなようなことも含めまして、これまでちょっと家族に遠慮して、地域の人に遠慮し、なかなか投票にまで結びつかないといったような人が、ごく普通のこととして、権利者の一人として選挙に行っていただくようにするために、そういうことを築き上げるような段取りを選挙管理委員会で組んでほしいと、こんなこと思っているんですが、どうでしょうか。

○議長（吉村裕之君） 藤井総務部長！

○総務部長（藤井勝寛君） 例えば災害時に災害法に基づいた要支援者名簿の提供というのがございますけれども、やはり、八尾議員がおっしゃるのはよく分かるんですけども、やっぱり障がい者の方とか要介護認定の方とか、そういう名簿をちょっと選管のほうに出してもらおうというのは、やっぱりそういう個人情報的なものの扱いもやっぱりちょっと問題となってくると思いますので、その辺はちょっとまた今後も要検討はさせていただきますけれども、一定のやはり障害をお持ちであるとか要介護で、ちょっと重い要介護認定された方とかでしたら、郵便投票とかの制度はあるんですけども、やはりちょっと制度の公職選挙法という不正防止を基に組み立てられた制度ですので、やはり制度の限界というのがありますけれども、その辺はちょっとやはり今後検討していきたいなど、投票弱者の方に対するどういったと取組ができるかというのは、また今後検討していきたいなと思っております。

○議長（吉村裕之君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） それでは、検討する際に、民生児童委員の関係機関もありますから、選挙のときにこういう問題があるんで御協力をいただけないかと。ただし、法律上の制限も当然あるので、勝手なことは言えないけれどもという前提付きだし、それから民生委員さんのお話聞いていますと、八尾議員困るんですよ、何が困るんですかというて、民生委員は、地域のこと知っているだろうというふうによく言われるんだけど、そのことを知るためには個人情報を入手していなかったら知っていることになりませんやんかと。一方では個人情報を知ったらあかんぞいうて言われながら、あんた知らないのは問題というふうに言われるのは大変つらいということを民生委員さんは言っておられます。だからそこあたり加減があると思うんです。知るにしたら限度があると思いますから、どういうふうにしたらいいのかというのは円満に改善されるようなやり方をぜひ研究していただきたいんですが、もともとの趣旨はこれです。これまで投票に行っていない人に、今日は雨降ったし止めておこうとか、そういう人も含めて、いや、選挙行ってもらわなあきまへんというようにことをぜひ選挙管理委員会でキャンペーンをお願いしたいわけでございます。

選挙公報のことについて、先ほども答弁ありましたが、聞いたところによると、委託業者には、1部51円をお願いしたんですね。ところが、世帯数で渡したというふうには聞いているんですが、世帯数と戸数と違いますから、馬見北5丁目は302世帯あるんですが、275軒しかないんですよ。だけど275枚入れられますけど、302枚も入れられないでしょう。過剰に支払っていませんか。大丈夫ですか。

○議長（吉村裕之君） 藤井総務部長！

○総務部長（藤井勝寛君） 今回の選挙公報の配付について、委託業者には、世帯ではなくて戸数ということで、家1件に対して1枚ということで配付しておりますので、その実績に基づいて委託業者のほうには配付料を支払いしております。

○議長（吉村裕之君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） じゃあ、私の聞き違いだったんですね。実際に届けられた選挙公報の枚数に掛けることの51円して払ったということで部長うなずいておられますから、そういうふうには理解をしておきたいと思っております。

ただ、ちょっと離れたぽつんと一軒家とかいうようなところは、なかなか気分的にも配れない場合あるんですよ。それはちょっと抽出でもして、届きましたかいうて聞いてもらったらどうかと、こんなことを思いました。

3番目はこれで結構でございます。

4番目でございます。

学力テストびっくりしましたね。大丈夫ですよと、有効に役立っていますよと、心配いりませんよという、そんな答弁でございました。それで実は、全国学力テストで、毎年トップクラスになっているのは、北陸の3県でございます。その中でも福井県、第1位というのが多いんです。ところが、平成29年の3月に、生徒、中学校2年生の男子が飛び降り自殺するという痛ましい事件が起きて、どうもこの学力テストとの関連も疑われるというので、県議会が議論になっております。もうオープンになっていますから、言いますけど、平成29年12月19日に福井県議会で採択をされた意見書、ちょっと一部紹介します。

本来、教員は、子供たち一人一人に向き合い、みんなが楽しく学ぶことができる学校づくりを推進する意欲を持っているはずであるが、最長月200時間を超える超過勤務があるなど、教員の勤務実態は依然として多忙である。池田中学校、この自殺者を出した中学校です。事件について学校の対応が問題された背景には、学力を求めるあまりの業務多忙、もしくは教育目的を取り違えることにより、教員が子供たちに適切に対応する精神的なゆとりを失っている状況があったのではないかと懸念するものである。このような状況は、池田町だけにとどまらず、学力日本一を維持することが本県全域において、教育現場に無言のプレッシャーを与え、教員・生徒双方のストレスの原因となっていると考える。県議会の決定ですよ。県議会は、こういう認識したんです。福井県議会にも自民党の議員さんもおられるから、共産党の議員さんだけと違いませ。こんなことを決めたわけです。痛ましい事件だということで、ここでは、傾向と対策、去年こんな問題出たから今年こんなものが出るじゃん。大学の受験のときはよう赤本いうてありましたわな、教育長と部長はずっとうなずいておられますけど、あんなのを集めまして、それで傾向と対策やるんだ。ほんならやっぱり1点、2点、3点と点数はよくなるらしいです。そんなことをやっていると、もう授業時間は足らなくなるし、どうしてくれるのよと、こういうことになるわけです。だからこれは、あえて名前を申しますが、坂口議員も岡橋議員も、今度の議会では、この学力テストの問題取り上げられましたけど、試験の結果はどうやったんやと、こういうことでぜひ頑張ってくれという激励のつもりで言われたんでしょうけれども、学力というのが一体なんであるのかということの本質的な議論はもう少ししていただく必要があるなというふうに私は感じました。

それから、同時に行われた生徒質問用紙というのがあるんです。これで最初に出てくるのは何やいうたら、朝食を毎日食べているかどうか、それから毎日同じぐらいの時刻に寝ているかどうか、毎日同じぐらいの時刻に起きているかどうか、こんな調査が同時であります。これ例えば40人の生徒に同じようなことを出させて、集計して平均値出すと違うんですよ。青木君と佐藤君と山田君と鈴木君とみんな個人の名前書いたやつでデータでががんでくるわけ。そうすると、毎日、毎朝朝御飯食べている子の点数と、そうではない子の点数がどうなるかというようなことだって出せるわけです。それから、家に本が何冊あるのかと、こんなありますな。10冊、それから500冊以上と、こうあるわけです。本が置いてあるというのは、本が買えるだけの経済的な余裕があるということかもしれませんけれども、それなりの生活の水準が保てるからそういうふうになっているんだと。だから受験した子供たちは、我が家には、僕は読書をする意欲はあるんだけど、10冊しか本がないと。おとんやおかんはどうなっているんだということなりかねないわけです。だからこういうふうには答弁書では得られた情報に基づいて、そんな無茶なことしていませんよと、傾向と対策の授業もやっていますよということになっていまして、有効に活用していますから、心配しないでくださいって、こういうトーンなんですけれども、実際問題、子供らはどういうふうに思っているのかというのは、もうちょっと心配をしてあげてほしいなと思うんですけど、そのあたりどうでしょうか。

○議長（吉村裕之君） 村井教育振興部長！

○教育振興部長（村井篤史君） 失礼します。

学力テストに関しての御質問でございますが、やはり学力だけではなしに、先ほど教育長の答弁にもございましたように、心であったりとか体も育てることが学校教育には大切だと考えております。その中で、やはり質問用紙等で家庭状況等もはかっておるわけですけども、学力と合わせてクロス集計ということは一

ておりませんでして、その学力に関して課題を見つけることで次に生かしていく、それを集団として、日本一であるとか、奈良県一を目指すためにやっているわけではなく、子供たちが、やはり自分の自らの学力ということで、またやる気を出してくれたりとか、また、先生方が指導方法を学ぶためにいろいろ検討するというようなことに関しまして、この学力テストを活用させていただいている次第でございます。

以上です。

○議長（吉村裕之君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） そういうふうに使われているのであれば、私も了解しますけれども、大事なのは、今言うたような競争のための競争に使われる危険は常にあるということです。これにマイナンバーカードとかを結び付けるとえらいことなりますよ。税金がどうか、いろんな問題が出てくるから気を付けてほしいなど、こんなことを思っております。先生方のところでやらなきゃいけないのは20人学級を実現して、先生が一人一人の子供たちに行き届いた指導ができるようにすると、こういうことなんじゃないでしょうか。だから採点も、均一の基準によって採点しなかんから、皆怒るんですね。自分のところの学校はできないです。自分担任しているんだけど採点できないわけです。これは中身見たら、ああ、田中君、最近方程式が上手になってきたなど、前進が見えてきたと。佐藤君は、漢字の読み方がいつも失敗していたけれども、ちゃんと難しい漢字も読めるようになってきたやないか、とやっぱりいろいろなことで接近をするといいなというようなことを担任が確認をしながら、テストの採点をして、頑張ったねって。だけどここはもう一つまだ越えなきゃいけない道だねということを書いてあげれば、それなりに効果も上がると思うんですけど、そういう関係をぜひ作ってほしいと思うんですが、できませんか。

○議長（吉村裕之君） 村井教育振興部長、時間内をお願いします。

○教育振興部長（村井篤史君） 失礼します。

できませんかということなんですが、学校の先生方には、それを心にとめて教育していただくようにいつも校長会であるとか、先生方が集まる中で、教育長のほうから常に話をさせていただいているところでございます。

○議長（吉村裕之君） 以上で、八尾議員の一般質問は終了しました。